

◎新潟県告示第227号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第25条第1項の規定により、かご漁業（ずわいがにを目的とするものに限る。）の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

許可又は起業の認可をする船舶の隻数 7 隻